

箕輪町こどもの居場所拠点事業仕様書

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路・育児等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもや子育て家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては（１）～（８）とし、地域の実情に応じてケアを実施する。なお、（１）～（８）の支援は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備するものとする。

事業実施の記録として、活動日誌を作成すること。ただし、児童虐待や虐待と疑われる事案を発見した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

委託業務内容を円滑に進めるため、児童及び保護者等が気軽に利用できるよう、保育園、学校、地域団体、関係機関等に対して働きかけを行うこと。

- （１）安全・安心な居場所の提供
- （２）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- （３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- （４）食事の提供
- （５）課外活動（生活体験）の提供
- （６）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- （７）保護者への情報提供、相談支援
- （８）その他、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、特に必要と認められるもの

3 対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や関係機関からの情報提供・相談等により把握され、次に掲げるような状態にあるこども及びその保護者を対象とする。

- （１）食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のあるこども及びその保護者。
- （２）家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外に

も居場所のないこども及びその保護者

- (3) その他、事業の目的に鑑みて、町が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断したこども及びその保護者

4 実施方法

(1) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね 20 人とする。

(2) 職員配置、要件及び職務の内容

本児童業を行う職員は、支援の実施にあたり、以下の①、②及び③又は④の要件を有する職員を配置すること。

職員のうち 1 人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第 4 条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に 2 年以上従事していた経験を有する者または③に該当する者を置くこと。①又は②のうち、1 人以上は常勤職員とし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

人員配置にあたっては、児童 5 人に対し 1 人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2 人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が 5 人未満の場合は、職員のうち 1 人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

<必須>

① 管理者

(ア) 職務内容

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、町の事業担当部署やこども家庭センター・保育園・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う

(イ) 要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

② 支援員

(ア) 職務内容

児童や保護者への支援等を行う

(イ) 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

<任意>

③ 心理療法担当職員

(ア) 職務内容

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う

(イ) 要件

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するもの

④ ソーシャルワーク専門職員

(ア) 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う

ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、居場所における児童に必要な支援

(イ) 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(3) 研修

職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

(4) 開所日数

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週 3 日以上開所すること。

(5) 開所時間

開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業 1 日につき、8 時間（原則 10 時から 18 時）

② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業 1 日につき、学校の授業の終了後から原則 18 時以降

(6) 施設・設備

① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

② 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペー

スその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

5. 受託者の業務実施体制及び義務

本児業の実施にあたっては、必要な人員を確保し、ボランティアを積極的に受け入れるなど、児童等及びその保護者に対して丁寧に対応できる体制を整えること。

業務を円滑に進めるため、受託者は、町及び町が指定することもサポートコーディネーターと密接に連絡を取り、相互に確認を行うとともに、町が開催することも居場所連絡会等に積極的に参加し、町内関係機関と連携すること。

本事業の実施にあたり、事故発生またはその再発の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には、速やかに町に報告し、町の指示に従うこと。また、損害倍書保険に加入するなど、事故に備えること。

6. 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報保護のために必要な措置を講じること。特に、児童等の個人情報に関する取り扱いは、当該児童等の状況や、共有対象によって異なるため、町事務局に確認するなど、慎重に取り扱うこと。

本事業の実施にあたり、管理者は、支援員、ボランティアを含む関係者に個人情報の取り扱いに対する指導を行うこと。

7. 年度別事業計画書、年次事業報告書（成果品）

業務実施にあたっては、下記 2 点を作成し、町事務局へ提出すること

（1）業務計画書

当該年度の事業計画書を作成し、履行開始日から 14 日以内に提出すること

（2）事業完了報告書（成果品）

事業完了後は速やかに年次事業報告書を作成し、当該年度 3 月末日までに提出すること。